

お客様各位

令和元年5月1日

元号が平成から令和に代わり、新緑の美しい季節になりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 消費税ポイント還元策について
3. 節税保険の封じ込めについて

1. 今月の事務

5月は地方税に係る税金事務が目白押しです。

①個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の特別徴収は、納税義務のある社員に代わって、4月1日現在の給与支払者（特別徴収義務者）が、毎月の給与から税額分を差し引き、翌月10日までに納付します。税額は、毎年6月に切り替わり、翌年5月まで年12回の均等割額で、端数額は最初の6月分で調整します。通常、各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って納付するだけで、徴収額は、給与台帳や給与計算表に転記しておくとともに、1部を社員本人に交付します。また、パソコンで給与計算をしている企業では、忘れずにデータを更新しましょう。また、源泉所得税と同様に、社員10人未満の事業所では申請により半年毎の特例納付が認められておりますので、事務負担の軽減のため、申請をお勧めします。

②固定資産税（都市計画税）の令和元年度第1期分の納付

固定資産（土地・家屋・償却資産）は、国の評価基準にもとづいた「適正な時価」から課税額が算定されます。納付時期、価格修正通知などの扱いは市町村によって異なりますが、多くは、4月末から5月末の間に、第1期分の納付期限を設けています。都市計画税は、原則として市街化区域内にある土地・家屋にかかる税金です。なお、償却資産は課税対象にはなりません。固定資産税とあわせて納めます。

③自動車税・軽自動車税の納付

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車の所有者に対して課される税金で、都道府県または市区町村から送られてくる納税通知書に従って、期限までに納付します。4月2日以降に車を売却または譲渡した場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付されます。

なお、元号変更に伴い、書類の修正やゴム印等の準備が必要になります。

2. 消費税ポイント還元策について

今年10月の消費税率引き上げの景気対策として、消費者が中小企業でクレジットカードや電子マネーなどを使って買い物をしたとき、10月から来年6月末に限って決済額の5%分（コンビニやガソリンスタンドなどチェーン店は2%）が政府補助を財源としてポイント還元されることが決定されました。

ポイント還元対象店舗での買いものが対象で、クレジット会社などのキャッシュレス決済事業者を通じて消費者に2%または5%のポイント還元が行われ、ポイント還元対象店舗になるには予めキャッシュレス決済事業者に登録が必要です。現金商売では消費者に敬遠される危険性が生じそうです。

還元策に参加する中小店舗の募集は5月から始まります。

来年6月末は東京オリンピック開催直前に当たり、東京オリンピックまで好景気を持続させることと、クレジットカードや電子マネーの利用に限定することでキャッシュレス化を進めていく狙いもあるのではと推測されます。令和に伴い発行される折角の新紙幣の流通が減るのではと思うのですが、この際、事業者側で事前準備をしておく必要があります。

3. 節税保険の封じ込めについて

先月11日に、国税庁は生保各社が節税対策になるとしてPRしていた中小企業の経営者向け節税保険を封じ込める通達改正案を公表し、各界に意見募集を開始しました。

経営者向け保険とは数億円の死亡保険金を受け取れる商品で、保険料を会社の経費として計上でき、一定期間を経て解約すれば支払った保険料の大半が返戻金として戻ることから、中途解約を前提にした節税目的の契約が多いものです。国税庁は、この商品設計を問題視し、返戻率が高い保険に関して、経費として算入できる割合を制限して過度な節税を回避することを狙いとしています。

その改正案は、従来は、支払保険料のうち経費として認められず資産計上する金額の算出方法を保険の種類別に個別に規定していたのですが、国税庁が規制をしても、それをかいくぐるような保険商品が次々に販売されてきたことから、今後は、解約返戻率に応じて一律に規定することが示されました。

具体的には、解約時に戻ってくる保険料の割合を示す返戻率が50%以下の契約は保険料全額の経費算入を認める一方で、50%を超える場合には経費に算入できる割合を制限します。見直し案では保険開始から一定期間、支払った保険料のうち経費に算入できる割合を、最高返戻率が50%超から70%以下の場合には6割、70%超から85%以下の場合には4割に抑え、85%を超える場合はさらに減らします。

改正案によると、毎期の支払保険料と保険期間が同一の場合、最高解約返戻率が高いほど経費に算入できる割合が低くなっていきます。

5月10日まで意見を一般公募し、早ければ6月にも新ルールが適用される見通しですが、見直し前の契約に関しては遡及適用しない方針です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>